

北海道夕張高等学校 いじめ防止基本方針



2023年4月1日
(2023年10月改定)

北海道夕張高等学校

1 趣旨

本校における「いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（以下法律）（平成 25 年 9 月 28 日施行）」及び「北海道いじめの防止等に関する条例（以下条例）（平成 26 年 3 月 28 日北海道条例第 8 号）」、「北海道いじめ防止基本方針（平成 26 年 8 月 6 日決定 令和 5 年 3 月改定）」に基づいて定める。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

（１） いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第 3 条】

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがおこなわれなくなるようにすること」、「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定する。

このことを受け、本校においても、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見につとめます。また、発生したいじめに対しては積極的に認知し早期解決を図り、生徒が発達段階に応じて望ましい人間関係を構築していく力を身に付けるとともに、問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けることを支援する。

（２） いじめの理解

ア いじめの定義【法律 第二条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、と規定する。

イ いじめの内容【北海道いじめ防止基本方針（2）いじめの理解より】

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に

警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるが、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する。

ウ いじめの要因【北海道いじめ防止基本方針（2）いじめの理解より】

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消【北海道いじめ防止基本方針（2）いじめの理解より】

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注

視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめ対策のための校内組織

ア (構成) 本校に、教頭・生徒指導部・教務部・特別支援コーディネーター・養護教諭及び該当担任、その他(必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者)からなる「生徒支援・いじめ防止対策委員会」を設ける。

イ (役割)

- 年間活動計画の作成・実施
- 定例会議の設定
- 情報収集・共有
- いじめの認知
- 対応方針の協議
- 記録の保管・引継ぎ
- 学校評価の実施・「いじめ防止基本方針」の改訂

4 いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組 【別表】

5 教育委員会や関係機関等との連携

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに北海道教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより、重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

イ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報する。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 学校いじめ防止基本方針の改善・充実

ア 基本方針の学校のホームページでの公開や児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知する。

イ 在籍する生徒やその保護者からの意見を聴取し、適切に反映する。

ウ 学校評価を活用した基本方針の見直しを実施する。

エ いじめの問題に係る各種調査の結果や「北海道いじめ問題審議会」の協議を踏まえ、「道の基本方針」が改訂されたときに、必要に応じて変更を行う。

8 いじめが疑われる事案発生時の対応フローチャート

